

2004年10月16日 第23回研究会 報告要旨

発表者：吉田ゆり子（東京外国語大学大学院地域文化研究科教授）

発表題目：「芸能と宗教性 周縁化された在地固有文書」

本研究会では、長野県下伊那地方の「彫」の家に伝来する在地固有文書をはじめとする多数の「彫」関係文書を用い、現在の日本では失われた正月の万歳芸を担う宗教的芸能者＝「彫」の17～19世紀における存在形態と、地域社会との関わりについて報告した。

「彫」は、彫といわれる竹細工の道具を使う芸能を行いながら、民衆に仏教の教えをわかりやすく伝える芸能民である。その存在は、17世紀の検地帳で確認されるように、土地を所持する者もあるが、正月の万歳芸と夏と秋の二季廻り（勸進）を行いながら、「百姓」身分の者とともに地域社会で生活を営む者であった。こうした芸能民に対し、領主権力は「牢守」という独自の役割を与えることで、「百姓」とは異なる身分として社会に位置づけた。また、地域住民である「百姓」自身も、「彫」に村の「下役」（番人）としての役割を与えることで「彫」を地域社会に位置づけ、「彫」の衣服、家屋、生活に及ぶ規制を加えることで、自らの差異化をはかっていた。

ところが、全国に存在する「彫」の組織化をはかろうとする関蟬丸神社（滋賀県大津市、別当寺近松寺）の働きにより、19世紀の初頭には下伊那地域の「彫」も同寺の支配下に入り「説教者」身分となっていった。このように、「彫」が近松寺という「本所」を持つとするのは、「本所」が、勸進を行う他集団による利害の侵害を排除する後ろ楯となるからである。しかし、本所の支配化に入るためには、「不浄穢」（下役）からの脱皮が求められる。そこで、「彫」は近松寺に対しては下役の停止を誓約し、他方、村に対しては下役の継続を誓約するという、二面性を持たざるをえない。しかし、一旦「不浄穢」が発覚した場合には、「説教者」はその籍を剥奪される。下伊那地方では、飯田城下の非人との婚姻が発覚し、これに関わった「説教者」らが複数除籍されるという事件が起きているのである。

このように、「土農工商」という枠組みでは捉えきれない多様な人々が、社会的な役割を担いながら17～19世紀の地域社会を構成していた。そうした集団の実体を在地固有文書から丹念に明らかにし、総体としての地域社会を描いていくことが求められよう。

報告要旨作成者：吉田ゆり子